

(様式第2号)

平成24年度第1回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成24年4月12日(木) 9:30 ~ 11:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 武田 雄三 委 員 大月 一弘 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 欠席委員 大久保 規子 事 務 局 佐藤部長, 田中課長, 吉田主査, 池澤主事補, 山西主事補
事 務 局	文書行政課
会議の公開	非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 異議申立ての案件については, 個人情報を扱うため。
傍聴者数	-

1 審査会開催前の手続

- (1) 事務局職員の紹介
- (2) 座長(会長選出までの間の司会役)の選出

2 第1回審査会の開催

- (1) 会長選出
- (2) 職務代理者の指名
- (3) 平成22年12月24日付け芦教美第537号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て(平成23年2月3日付け)について
- (4) 平成23年9月13日付け芦水業第B-21号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て(平成23年10月27日付け)について

3 提出資料

なし

4 審議経過

開会

(1) 会長選出について

互選により芝池委員を選出した（任期：平成26年3月末まで）。

(2) 職務代理者の指名について

芝池会長が武田委員を指名した（任期：平成26年3月末まで）。

(3) 平成22年12月24日付け芦教美第537号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て（平成23年2月3日付け）について

ア 部分公開決定の妥当性について審議を行った。

イ 芦屋市教育委員会が公文書部分公開決定としたことは妥当ではなく、非公開としていた部分を一部公開すべきであるとの結論を得た。

ウ 本日の審査会をもって審議を終了し、全委員による答申案の最終確認後速やかに答申することとする。

(4) 平成23年9月13日付け芦水業第B-21号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て（平成23年10月27日付け）について

ア 次回審議とした。

閉会